

四	三	二	一	省令平成二十二年九月二十一日	財務省告示第三百三十五号
發行方法	用振替法の適法	の法律及項及びその根拠	發行の號稱及び記	利付國庫債券(三十年)~第三十	第五条第十一項の規定に基づき、
務後格競債定特あ争争う。大臣に競争市め別つ入札。臣がわ入札。各れ札發行。國るの「と」。債入募入者。市場での「と」。特別あ決。別つ定。參てを及び価。者財た価格。格を	札価の以律社債、機関は日本銀行競争入札「価格競争」といふ。(以下「価格競争」といふ。)の規定	利付國庫債券(昭和二十一年)~第三十	財務大臣野田佳彦	利付國債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、	

六

イ

發

入価  
札格  
行札格  
第参市及  
入価  
・別債  
行争額  
行争額  
非者特國  
競發競  
Ⅱ加場び  
札格第参市  
行争額  
行争額  
非者特國  
競發競  
I加場

五

口イ

方募

入価法入  
札格決  
発競定  
行争の

つ定円千国項計四つ定う額  
いに、五債のに十いにち面  
て基同百に規関五て基、金  
はづ法五つ定す億はづ財額  
、き第十いにる五、き政で  
額発六一て基法千額発法五  
面行十億はづ律六面行第千  
金し二七、き第百金し四四  
額た条千額発四万額た条百  
で利第六面行十円で利第九  
百付一百金し六、二付一十  
九国項三額た条特千国項  
十債の十で利第別七債の  
九に規万ニ付一會百に規

込募各当も各  
み限国ての申  
の度債るか込  
応額市。らみ  
募の場その  
額範特のう  
を囲別応ち  
割内參募応  
りに加額募  
當お者を価  
ていご順格  
るてと次の  
。各の割高  
申応りい  
發別にご  
行參よと  
「加るに  
と者發応  
い・行募  
う第へ限  
。II以度  
非下額  
価一を  
格國定  
競債め  
争市る  
入場も  
札特の

九八

七

ハ

ロイ

ハ

ロ

振額最

払

替 額 単 位 金	低行争非者特国行争非者特国入価込 入価・別債入価・別債札格金 札格第参市札格第参市発競金 発競II加場発競I加場行争額	行争非者特国行争非者特国 入価・別債入価・別債札格金 札格第参市札格第参市 発競II加場発競I加場
-----------------------	--	--

額の振 の記替 整載法 数又の 倍は規 の記定 金録に 額はよ に、る よ最振 る低替 も額口 の面座 と金簿	五 万 円 四 十 四 億 三 千 四 百 八 十 八 万	円八 百 四 十 九 百 九 億 七 千 九 百 八 十 四 万	円四 百 九 十 九 百 八 十 四 千 九 百 七 十 五 万	円五 千 五 百 五 百 五 億 八 千 九 百 七 十 五 万	でた 八利 百付 四國 十債 三に 億つ 円い て基 、づ 額き 面發 金行 額し	条特 利第 一會 項計 のに 債の 規閥 定す にる 法 律 第 四 面 十 六	億 別六 千 項計 百 七 九 七 十 万 円 、づ 額 面 金 額
--	---	---	---	---	--	---	---

十  
三  
二  
口  
イ  
一  
發

の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 入 價 発  
 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債 札 格 行 行  
 込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 發 競 價  
 み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 行 争 格 日

(一)	(二) 年	額 格 十 額 平 す
金にの口るに	む十式は二	面 五 面 成る。
額よに座も係發	も号に、募・	金 錢 金 二十。
にりつにのる行	のによ 払入〇	額 以額
百算い記と所時	と規り込決パ	百 上百
分出て載し得に	す定算金定ト	円 の円
のしは又て税お	るす出額のセ	に そに
二た、は振がい	。るしに通ン	つ それつ
十金前記替源て	期た加知ト	き ぞき
を額記録口泉、	日金えを	百 れ九
乗か(一)さ座徵そ	に額、受	円 の十
じらのれ簿収の	払を次け	十六 応九
た当算る中さ利	い第のた	六 募円
金該式ものれ子	込二算者	錢 價七

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{2.0}{100} \times \frac{1}{365}$$

二十九十八十六十五

払者入払元償償  
込札場利還還  
期參所金金期  
日加支額限子以

平成財務大臣から通知を受けた者  
年九月二十一日  
大行額十支の期月  
年九月二十一日  
本面成子、支年六各及  
銀金五をそ払三月  
百二十円日  
日額平利てを毎年  
百二十円年う以し十  
日と二月支び  
に九。前、日  
つ月六各及  
き二月支び  
百十円日  
に期月  
属に二  
すお十  
るい日

額面金額× $\frac{2.0}{100} \times \frac{1}{2}$

十四

初  
期  
利  
子

規下は期た期平定、が金と成控得は出に住時額す次そ銀額し二除税外しは者に（る号の行を、十すの国た、又おた期及翌休支次三る税法金前はいだ日び営業払の年こ率人額記外てしに第業日う算三とをがに（一）国取、つ十日につ式月が乗適当の法得當い六ににたに二でじ用該算人す該て号支當だよ十きたを非式でる國同に払たしり日る金受居にあ者債じおうる、算を。額け住よるがをいへと支出支て以き払し払（）る者り場非發を所又算合居行